

平成24年 月 日

『最近の諸情勢に対応した文化政策の在り方について』（案）

文化審議会・第10期文化政策部会提言

1 文化芸術を取り巻く最近の状況等

- 「文化芸術の振興に関する基本方針（第3次基本方針）」（以下「第3次基本方針」という。）が平成23年2月8日に閣議決定され、平成23年度から、第3次基本方針に基づいた諸施策が展開されてきた。今年度は、その2年目に当たる年度である。
- 第3次基本方針においては、文化政策の振興のための4つの重点戦略を掲げており、今後も引き続き確実にかつ計画的にこれらの施策を振興していく必要がある〔第3次基本方針対象期間は、平成23年度～平成27年度〕。
- これまで今期の本部会においては、第3次基本方針のフォローアップを行うとともに、その一環として、東日本大震災からの創造的復興の在り方に関して集中審議やヒアリングを行ってきた。こうした審議等を踏まえ、今般、本部会として、「最近の諸情勢に対応した文化政策の在り方について」の提言をまとめた。今後、国、地方公共団体、文化施設及び文化芸術関係団体等が、本提言を参考とされて、最近の諸情勢を踏まえた多様な取組を展開されることを期待する。

(1) 東日本大震災の被災地への持続的支援の必要性

- 平成23年3月11日には、東日本大震災が発生した。大震災後においても、これまでの第3次基本方針に基づいた文化政策が推し進められていくことに変更はないが、その一方で、様々な文化芸術団体や芸術家、文化財・美術関係団体、文化財の専門家等が被災地に赴いて、文化芸術の力を活用した復興支援を行ったり、文化財等の救出活動等が進められてきているという新たな状況がある。
- これまでのこうした取組を通じては、「文化芸術が被災者にとって、復興に向けて前向きに生きていく原動力となった」、「地域の民俗芸能をいち早く復興させたことが地域コミュニティの再構築につながった」、「被災文化財等の救出を通じて、「地域のたから」のありがたさを実感し、地域のアイデンティティーの意義を再認識した」等の報告がなされている。

- このように、大震災を契機に文化芸術の果たす役割の重要性が改めて再認識されるという局面に至っており、引き続き、国としても東日本大震災からの創造的復興に向けた力強い支援を長期的に持続させていく必要がある。

(2) 劇場法の成立等

- 最近、国レベルでの文化芸術の振興に密接に関連する特筆すべき動きとして、平成24年6月27日には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(いわゆる「劇場法」)が公布・施行されている。同法は、例えば、これまで指摘されていた課題、つまり、「文化施設を設置している地方公共団体において、これらの施設の文化政策上の役割が不明確であり、文化芸術活動の創造活動の実施や鑑賞機会の提供が十分ではない」、「地方において、多彩な文化芸術に触れる機会が大都市圏と比較して相対的に少ない」、「観客数の減少や観客の高齢化、固定化が進行している」等の課題を踏まえて、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与させようという趣旨で制定された法律である。
- 同法の制定は、文化芸術振興基本法や第3次基本方針に定める基本理念に基づく施策の延長上にあるが、大震災を契機として、健全で活力ある社会の発展には文化芸術が極めて重要であることが再認識されたことと相まって、文化芸術の振興のための一層の推進力となっていくことが大いに期待されるところである。
- このほか、第3次基本方針の実現のため、これまでの芸術家、文化芸術団体、地方公共団体等を念頭に置いた政策実施の体制をさらに強化し、新たな主体の参画を得つつ、より効果的に文化芸術施策を進めることが求められている。

2 最近の状況下での文化芸術に対する新たな期待と課題

(1) 被災地への支援に関する事項

(文化芸術活動への期待)

- 阪神淡路大震災直後は、「今は文化芸術どころではない」という社会的雰囲気があったが、今般の東日本大震災においては、早くから文化芸術活動を希求する度合いが非常に強かったことが指摘されており、様々な文化芸術活動が被災地においても見られた。
- 文化芸術が震災復興の過程で果たす役割としては、①日常を取り戻す契機となる、②自己のアイデンティティと地域への帰属意識を再認識することで、復興の困難に立ち向かう心にエネルギーを充填する、③文化芸術を通じて全国国民の心を一つにする等の効果があるとの評価が確立されつつある。
- どのような分野の文化芸術の機会提供が、誰を対象にどのような場所で期待されているのかという現場のニーズと、芸術家が提供を申し出ているものとのマッチングを適切に行うことで文化芸術による復興支援活動が円滑に進んだ被災地がある。個々の芸術家等が地域ごとに多様なニーズを把握することが極めて困難な状況下では、このようなマッチングのシステムを一層発展させることが必要である。
- 被災地のニーズと芸術家が提供を申し出ていることとが、常に一致するわけではない。およそ3か月から半年くらいは、芸術家や文化芸術団体等による支援を受け入れる素地が十分にはない被災地が少なくないことが今回の経験で分かった。やってくれるならありがたいという「お付き合い」で被災者が文化的な支援を受け入れるという、「文化芸術の押し売り」とならないよう留意しなければならない。

(文化施設の果たす役割)

- 原発事故があった地域の近隣では、児童生徒の出入りによる学校現場や子育ての環境への影響が指摘されている。こうしたなか、ある文化施設では、地方公共団体との連携のうえ、コンサートのために施設に来訪したプロの演奏家を、コンサート後に学校に派遣して無償コンサートを実施したり、ワークショップの時間を設けるという取組を行い、児童生徒のストレスを緩和させようという取組をしている。子どもたちに、多彩な実演芸術に触れさせる仕組みとして、注目されている。
- このように、文化施設が受け身ではなく文化芸術団体、地方公共団体、学校等とも連携しながら、地域への教育普及活動、巡回公演等を自ら実施してい

くことで、地域における特色ある文化芸術の機会を提供し得る立場にあることが明らかになった。

(地域における文化財の意義)

- 文化財は、有形、無形を問わず、単に歴史的、芸術的価値があるに止まらず、当該地域のアイデンティティを形成するものであり、震災後に平泉が世界文化遺産に登録されたことは被災地の心の励みとなった。今回の震災においても、被災文化財の救援・修復に対する要請は高く、文化財・美術関係団体、大学等の関係機関の協力の下で、これまでのネットワークを活かしつつ、新たなネットワークを構築することで、文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業が進められてきている。また、埋蔵文化財も地域の歴史・文化を示す重要なものであり、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との両立を図りつつ、復興への取組が進められてきている。
- 文化財の復旧や歴史資料の再生の過程に、地元の人々が直接関与することは、「地域のたから」の価値を自らが実感する上で、極めて重要である。こうしたことから、被災した施設、被災した地方公共団体自らによる復旧を容易にするようなシステムの構築についても、検討が進められている。また、文化財の復旧や歴史資料の再生のための業務に関連した新たな雇用も生まれている。
- 一部の被災地において、復興まちづくりの方針の検討に当たり、地域の文化財やその背景にある歴史・文化を活用する取組が見られたように、地域の歴史的環境を構築する歴史的・文化的資産である身近な文化財が重要であり、文化財の指定の有無や種類の違いにかかわらず、地域の文化財を総合的に把握し、保存・活用していくための人材を、行政や民間団体、大学等の関係機関との連携の下、確保していくことが重要である。これはまた、多様な文化財を維持・継承していく上でも重要である。

(被災文化財等の救援)

- 文化財レスキュー事業では、所有者の求めに応じて文化財を救出・応急措置を施した後に一時保管することとなるが、被災者である所有者が文化財を再び受け入れる体制が整わなければ戻すことはできない。例えば、阪神淡路大震災の際に一時保管された文化財で未だに所有者に返却できていないものもある。このように文化財が再び所有者の手に戻るためには時間がかかるため、美術館・博物館等の再興支援を含め、長期的に取組を実施していかなければならないという課題がある。

(民俗芸能等の果たす役割、保存・継承)

- 民俗芸能等が地域住民の震災復興の力になることで、民俗芸能等の持つ意義が再認識された事例が多数ある。ある被災地では、いくつかの避難所に分かれていた被災者たちが、地域の民俗芸能をいち早く復活させたことで、人々

が、励まし合いながら団結し、自律的な復興に繋がった事例もある。

- 地域全体が津波で壊滅的な被害を受けたような地域で、今後、民俗芸能等をどのように保存、継承していくかが課題である。

(行政からの財政支援)

- 行政からの財政支援に対しては、一定の評価はあるものの、被災地の声として、「行政からの予算の財政支援があっても、膨大な書類の作成が求められる」、「お金の使途についても細かな制限がある」、「精算払いで立替えが原則」となっており、立て替える余裕のない地方公共団体にとって負担である」、等が指摘されている。
- また、多くの地方公共団体には、国からの支援を受けようとしても、震災復興の中、支援を受けるために必要な申請書をまとめる時間と余力のある職員がいないという現実がある。事業費全体の半額を地方公共団体が負担することになっている事業もあり、被災地では、そのような財力のある地方公共団体は少ない。その結果、支援すべきところに資金が十分に届いていないという現状も指摘されている。
- 以上の現状に鑑みれば、今後、当分の間、続くであろう復興の財政的支援に当たっては、「使い易さ」と、税金の適正な使用のためにこれまで課せられてきた種々の条件や制約との間の合理的で、適切なバランスの在り方を早急に考えるべきである。

(2) 日本全体における文化芸術の振興方策に関する事項

(文化施設の果たす役割・有り方)

- 今後、劇場、音楽堂等をはじめとする文化施設は、地域住民の文化芸術活動（鑑賞のみならず創造）の拠点、さらには文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を備える必要がある。
- 文化施設が、地域住民の文化芸術活動の拠点、文化芸術に関する情報発信の拠点になろうとしたときに、内部職員の理解が不十分なために前に進まないという現実も指摘されており、啓発を図る必要がある。
- 文化施設は、文化芸術活動の企画制作、公演、公開及び発表等の場としての機能だけでなく、地域の人々が様々な活動を通じ、人間関係を構築・保持したり、多くの人々に対して社会参加を促す社会包摂的な機能を果たしていくことが求められている。
- 文化施設は、文化芸術活動の場を提供することに加えて、大震災が起これば避難所に様変わりするなどの幅広い機能を果たし得る施設であることが改めて認識された。日頃から、そのようなことを意識し、有事に備えて、ソフト・ハード両側面からの準備等をしておくことも、地域で真に必要とされる文化施設として重要なことである。
- 経済性や効率性を重視した指定管理者制度の導入により、施設の業務内容が協定書の内容に限定され、大規模災害時には、柔軟な支援に限界があるケースも考えられ、支障が生じ得ることが指摘されている。今後、運用改善等にむけて留意すべき点である。

(ヘリテージマネージャーの養成)

- 阪神淡路大震災により地域の身近な文化財が多数失われたことを教訓として、地域における文化財の保存・活用等を推進する、ヘリテージマネージャーの育成が一部の地方公共団体で行われているが、今回の東日本大震災を機にさらに取組を推進するべきではないかとの指摘がなされている。

(大学等における文化財保護、文化芸術振興への取組)

- 文化芸術振興を担う新たな主体として大学等の有する能力に着目し、大学等が自らの持つ教職員及び学生を組織的に活用し、教育・研究機能と両立させながら、有形・無形の文化財保護や文化芸術振興に貢献し得る取組を進めるべきではないかとの指摘もされている。

3 文化芸術の振興のための提言

- これまで述べたような最近の諸情勢を踏まえてみれば、第3次基本方針に基づく重点戦略が着実に実行されるべきであることを改めて確認しつつ、特に、以下のような視点での取組が実行されることを提言したい。

(1) 被災地への支援に関する事項

(地域に根ざした組織の育成)

- これまでは、様々な外的支援に支えられた復興支援が中心であったが、今後は、地方主権の推進の流れの中で、より自律的な復興に比重が置かれていくこととなる。こうした前提に立つと、地域に根ざした芸術団体等の育成が必要となる。

(長期的展望に立つ支援の必要性)

- 阪神淡路大震災においても、大震災後10年以上経過しても、なお解決しない課題がたくさんある。長期的な視点で見据えた支援を継続的に行っていく必要がある。

(地域のニーズに合致した文化芸術の支援)

- 被災地の実情や要望に合わせた文化芸術支援を行っていく必要がある。地元の現状や要請を把握したうえで、支援を希望する芸術家や文化芸術団体等とのマッチングを図るためのコーディネータ的役割りを担う人材の育成と登用が必要であろう。また、現在、文化芸術団体や関係機関の連携により進められている文化芸術による復興推進コンソーシアムについても、より実効性の高い形で実施されることが望まれる。

(文化芸術による「心の復興」への支援)

- 被災地の復興に関しては、文化芸術によるアートセラピー効果を活用した「心の復興」も重要である。こうした観点から、現在、実施されている小学校・中学校への芸術家等の派遣や、被災地の県及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援を引き続き推進していくことが重要である。

(海外への広報発信)

- 大震災の直後に国外に避難した海外の芸術家が、日本に戻るばかりか、被災地での活動を始めたケースも少なくない。大震災後の日本に対する外国人の見方も良い方向に変わってきている。被災地における取組をはじめ、改めて日本の文化芸術の力を海外に発信する積極的なチャリティー、例えば、震災後の仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動を、ロンドン交響楽団も注目している。日本の文化芸術の力を海外に発信するに当たり紹介すべき具体例の一つである。

(2) 日本全体における文化芸術の振興策に関する事項

(ネットワークづくり)

- 大規模な災害が発生すると、市町村の担当職員は震災対応に忙殺され、平時の業務ができなくなる。文化圏の近い近隣都道府県との間で平時から「応援協定」のようなものを締結しておくことで、大規模災害時に、こうした衝撃を緩和することを検討すべきである。
- 文化財に関係する多種多様な分野の専門家等が交流を深め、人的なネットワークができつつあることは、全国展開した文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業の大きな成果であり、今後は震災対応に限らず様々な場でこのネットワークを活用していくべきである。国としても、こうしたネットワークに対する支援を行うべきである。

(文化施設の在り方)

- 文化施設が、地域住民の文化芸術活動の拠点、文化芸術に関する情報発信の拠点としての本来の役割を果たしていくことが重要である。
- 文化芸術団体等と文化施設とが連携して、地域の住民がその地域において特色ある文化芸術に少しでも多く触れる機会を確保していく必要がある。
- 少子高齢化が進み、地方公共団体の財政が悪化するにつれて、経済的合理性に沿わない公民館や劇場、ホールといった施設は不要という議論に流され易い。しかし、今回の震災でこれらの施設が避難所に転用でき、地元の人々同士の連携の中心となり得ることが明らかになった。各施設は、震災時における避難所や集会場所としての活用についても、日頃から考慮に入れ、その存在意義を平時から対外的に示していく必要がある。

(文化財の修理・復旧等)

- 今回の震災では、多くの貴重な文化財が失われ、甚大な被害を被ったが、文化財は貴重な国民的財産であるとともに、地域のアイデンティティの核となるまさに「地域のたから」でもあることから、こうした有形・無形の文化財の修理・復旧、防災機能の強化、継承等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- 美術館・博物館等は、文化財の保存・活用や地域の生涯学習活動、国際交流活動等の拠点として期待されており、その機能・役割を十分に発揮できるよう、美術館・博物館等におけるこうした取組を支援することが重要である。

(地域の文化財の保存・活用を支える人材の確保)

- 貴重な文化財を後世に継承していくためには、地域全体で文化財を把握し、

保存・活用していくための取組が必要であり、こうした取組は災害時における文化財の保護のための活動にも資するものになると考えられる。このため、一部の地方公共団体で行われている、ヘリテージマネージャーの養成のような、地域の文化財を総合的に把握し、それらの保存・活用を支える人材を確保していくことが重要である。

(危機管理体制の強化)

- 各施設において、何らかの危機に際して、保有・展示する文化財を限られた時間の中で優先度に応じて効率的に救済するためのリストの作成が行われることや、救済された文化財について、応急措置や一時保管を実施するための体制が平時から整備されていることなどが望まれる。

(大学等との連携)

- 各大学等においても、それぞれが設定する人材養成目的に応じて、文化芸術に関する幅広い知識とともに、アートマネジメントや舞台芸術、ヘリテージマネージャーを養成するための文化財の保存・活用等の専門的知識、技能を修得させることにより、専門的な能力を有する人材の養成に貢献することが重要である。大学等における専門人材の養成については、劇場等の文化拠点、伝統芸能や工芸技術を継承している人々と連携した長期的継続的なインターンシップを取り入れるなど実践的なものとする方策を講ずべきである。また、履修証明の制度等も活用し、社会人の再教育を充実する必要がある。
- 過疎地等での芸術文化鑑賞機会の増進、子ども達が文化に親しみ理解を深めるワークショップ等の開催、人口減少地域での民俗芸能の継承、多分野にわたる文化芸術アーカイブの構築、研究成果を生かした文化財保存修復への協力など、文化芸術の振興に係る諸課題には、地域の内外を問わず大学等が参画することが有効と考えられる。第3次基本方針に掲げられた各種施策をより効果的に実施する観点から、大学等という新たなリソースに着目し、文化芸術施策の実施に大学等の組織的な参画を促すべきである。
- 大学等が所有する施設等の中には、重要文化財や登録有形文化財に指定・登録され、地域の顔として保存・活用されているものがある。これらの文化的価値を維持していくために、適時適切に保存修理を実施していくことが必要である。

(文化芸術の力に関する認識の普及)

- 以上のように、平時においても災害時においても、文化芸術が果たす重要な役割をフルに発揮できるようにするためには、各国民がその職業を問わず、文化芸術の力を正しく認識する必要がある。このためには、学校、家庭及び職場の全てにおいて、文化芸術を各人の日常生活の一部と位置づけられるような様々な措置を関係者が連携して講じていくべきである。